魚津市告示第108号

魚津市高齢者あんしん見守りシール交付事業実施要綱を次のように定める

令和4年8月24日

魚津市長 村椿 晃

魚津市高齢者あんしん見守りシール交付事業実施要綱 (趣旨)

- 第1条 この要綱は、魚津市高齢者あんしん見守りシール交付事業(以下「 事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。 (事業の目的)
- 第2条 この事業は、徘徊により行方不明となるおそれのある認知症高齢者等(以下「徘徊高齢者」という。)が行方不明となった場合の早期の発見、保護及び引渡しを図るとともに、徘徊高齢者の家族又は介護する者(以下「家族等」という。)の介護負担の軽減に資することを目的とする。(事業内容)
- 第3条 この事業は、あらかじめ登録した徘徊高齢者の情報を照会できる個別番号及び二次元バーコードを記載した耐洗コードラベル及び蓄光シール(以下「シール」という。)を家族等に交付することにより行うものとする。
- 2 シールの交付を受けた家族等は、徘徊高齢者が使用する頻度の高い衣類及び所持品に当該シールを貼り付けるものとする。
- 3 家族等は、徘徊高齢者が行方不明となった場合には、シールに記載した 二次元バーコードを読み取った発見者との間でインターネット接続環境下 において通信し、徘徊高齢者の早期の保護に努めるものとする。 (対象者)
- 第4条 この事業の対象となる者は、市内に住所を有する在宅の徘徊高齢者で、次の各号のいずれかに該当する者(以下「対象者」という。)とする
 - (1) 魚津市徘徊高齢者SOSネットワーク事業実施要綱(平成23年魚 津市告示第114号)第4条に定める魚津市徘徊高齢者SOSネットワー ク事業の登録者

(2) その他市長が必要と認める者

(利用申請)

第5条 この事業を利用しようとする家族等(以下「申請者」という。)は 、魚津市高齢者あんしん見守りシール交付事業利用申請書(様式第1号) を市長に提出しなければならない。

(利用の決定等)

- 第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、利用の可否について、魚津市高齢者あんしん見守りシール交付事業利用決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、事業の利用の決定を受けた申請者(以下「利用者」という。) に対し、次の各号に掲げるシールを無償で交付するものとする。
 - (1) 耐洗コードラベル 20枚
 - (2) 蓄光シール 10枚

(追加交付の申請等)

- 第7条 シールが不足し追加交付を受けようとする利用者は、魚津市高齢者 あんしん見守りシール交付事業シール追加交付申請書(様式第3号)を市 長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係るシールを利用者へ 交付するものとする。
- 3 前項の規定により交付するシールの作成等に要する実費は、利用者の負担とする。

(変更等の届出)

第8条 利用者は、第5条の申請の内容に変更が生じたとき、又は事業を利用する必要がなくなったときは、魚津市高齢者あんしん見守りシール交付事業変更(辞退)届出書(様式第4号)を速やかに市長に提出するものとする。

(利用の取消し)

- 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を取り 消すことができる。
 - (1) 前条の届出を受理したとき。
 - (2) 虚偽の申請その他不正な手続により利用の決定を受けたとき。
 - (3) その他市長が事業の利用の必要がないと認めるとき。
- 2 市長は、前項により事業の利用を取り消すときは、魚津市高齢者あんし ん見守りシール交付事業利用取消通知書(様式第5号)により利用者に通 知するものとする。

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) シールを対象者の衣類及び所持品に貼り付けること。
- (2) シールを他人に譲渡し、又は販売しないこと。
- (3) シールを改ざんしないこと。
- (4) シールを事業の利用以外に使用しないこと。

(関係機関への情報提供)

第11条 市長は、利用者の情報を魚津警察署及び富山県東部消防組合消防本部に提供することができる。

(個人情報の取扱い)

第12条 市長及び関係者は、魚津市個人情報保護条例(平成16年魚津市条例 第3号)に基づき、個人情報を慎重に取り扱うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、令和4年9月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

魚津市高齢者あんしん見守りシール交付事業利用申請書

年		E
'+-	月	

魚津市長 あて

申請者 住 所

氏 名

対象者との続柄()

電話番号

下記のとおり魚津市高齢者あんしん見守りシール交付事業の利用を申請します。

		ふりがな					
	対 象 者	氏 名		生年月日	年	月	日
		住 所	魚津市				
		氏 名		続柄			
	連絡先①	住 所		電話番号			
臣又		メールアト゛レス					
緊急	連絡先②	氏 名		続柄			
連		住 所		電話番号			
絡		メールアト゛レス					
先		氏 名		続柄			
	連絡先③	住 所		電話番号			
		メールアト゛レス					

次の事項について同意します。

- 1 魚津警察署及び富山県東部消防組合消防本部へ個人情報を提供すること。
- 2 市職員が本事業の利用状況等を閲覧すること。
- 3 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、相談支援事業所へ本事業の利用状況等を提供すること。

申請者氏名	
対象者氏名	

様式第2号(第6条関係)

魚津市指令 第 号

住 所氏 名

魚津市高齢者あんしん見守りシール交付事業利用決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市高齢者あんしん見守りシール交付事業について、下記のとおり決定(却下)しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長

対象者	氏 名	
八水石	住 所	魚津市

1. 決定

個別番号	
注意事項	 対象者の衣類及び所持品にシールを貼付してください。 次の事項に該当するときは届け出てください。 ①登録した内容に変更があるとき。 ②事業の利用を辞退するとき。 ③シールが不足するとき。(自己負担にて追加交付ができます。)

2. 却下

理由		

魚津市高齢者あんしん見守りシール交付事業シール追加交付申請書

魚津市長	あて						年	月	目
			申請者	住	所				
				氏	名				
						対象者と	の続柄	()
				電話	番号				

魚津市高齢者あんしん見守りシール交付事業のシール追加交付について、次のとおり申請します。

	ふりがな	
対象	氏 名	個別番号
者	住 所	魚津市
希望数		耐洗コードラベル枚、蓄光シール枚

追加交付を受けたシールの作成費等の実費について、シール作成業者の請求に基づき指 定の方法で支払うことに同意します。

ナーキーナイ ク	
申請者氏名	
1.114.0 FAN	

魚津市高齢者あんしん見守りシール交付事業変更(辞退)届出書

年 月 日

無津!	17文	あて											
					申請	者	住	所					
							氏	名					
									対象	者との	続柄	()
							電話	番号					
魚泡	津市高	齢者あん	ししん見	見守りシ	ール交付	事業に	つし	て、下	記のと	こおり	変更・	辞退	事項が
生じる	ました	ので届け	ナ出ます	0									
 対	ふり	りがな						個別	悉号				
象	氏	名) IEI/J J	<u>ш</u> .7				
者	住	所	魚津市	ī									
1	内容変	更 (対象者	· •	緊急連絡	先)							
				変更	前				変	更	後		
氏	名												
住	所												
続	柄												
電話	舌番号												
メール	アト゛レス												
		<u> </u>											
2 = ₹	利用辞	:i}艮											
理	1	~ 死亡	2	市外へ	 転出	3	施設	とへ入戸	f				
由由		その他			•			.,)	

様式第5号(第9条関係)

魚津市指令 第 号

住 所氏 名

魚津市高齢者あんしん見守りシール交付事業利用取消通知書

年 月 日付けで決定した魚津市高齢者あんしん見守りシール交付事業について、 下記のとおり取消しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長

	ふりがな				
対 象	氏	名		個別番号	
者	住	所	魚津市		
理由					